



# 黒部市子ども・子育て支援事業計画

## 【概要版】

### 子ども・子育て支援事業計画とは

我が国においては、子どもの数が減少し、今後様々な問題が発生することが懸念されています。また、核家族化の進行や就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

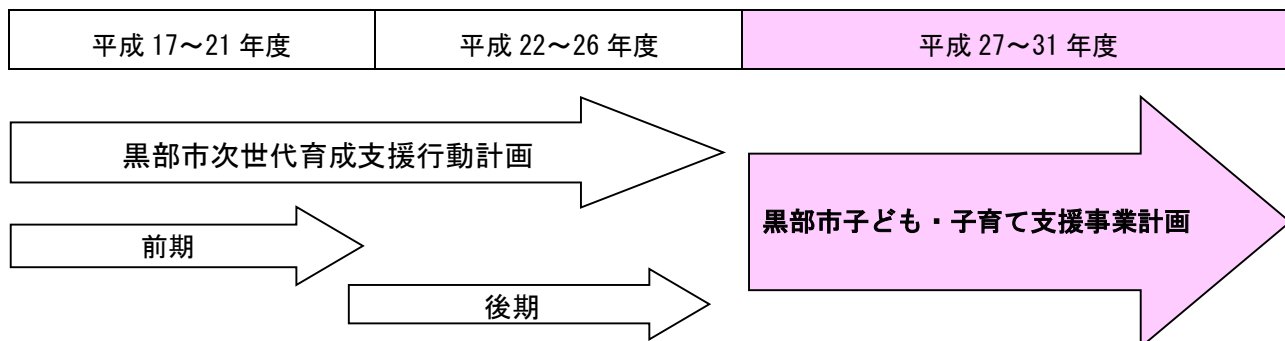
このような状況を踏まえ、国では日本の子ども・子育てをめぐる課題を解決するため、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国の市町村でスタートします。その新制度において、市町村は新制度の実施主体として、事業の見込み量や提供体制の確保およびその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

黒部市においても、「黒部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境の整備や地域の子育て支援を推進していきます。

### 計画の位置づけと計画期間

黒部市の全体計画である「黒部市総合振興計画」では、「健やかに安全で安心して暮らせるまちづくり」、「個性と創造性を伸ばし豊かな心を育むまちづくり」をまちづくりの方針に掲げ、子育てや教育に対する取り組みを推進しています。この計画は「黒部市総合振興計画」を上位計画とし、「黒部市地域福祉計画」や「黒部市障害者計画」など、他の関連計画との連携や整合性を図ります。

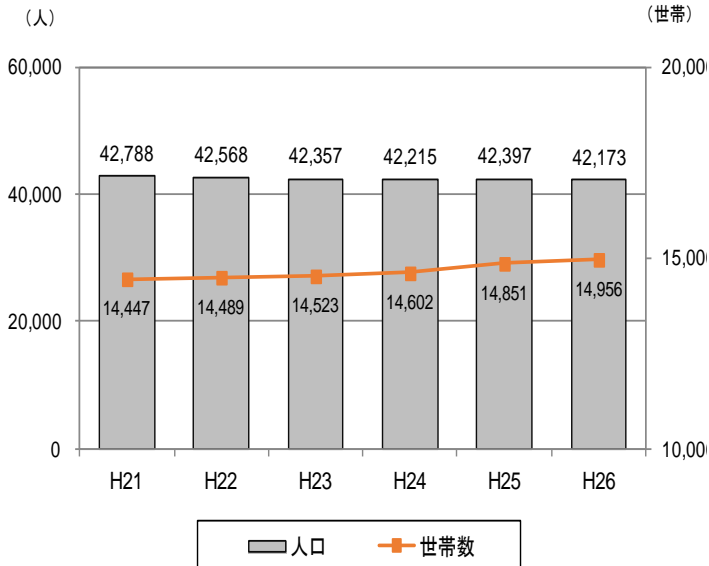
計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。



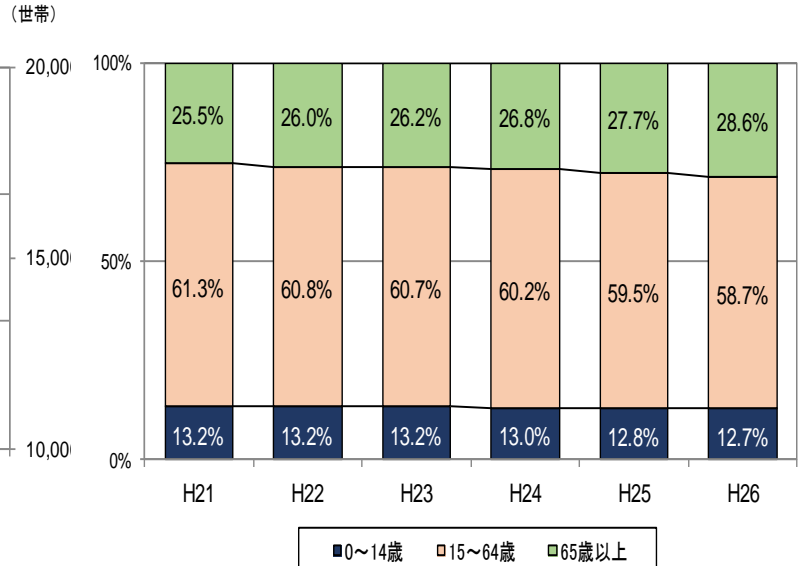
## 黒部市の人口

市の人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口割合が増えている一方で、0～14歳の子どもの割合が減っており、少子高齢化が進んでいます。

■人口・世帯数の推移



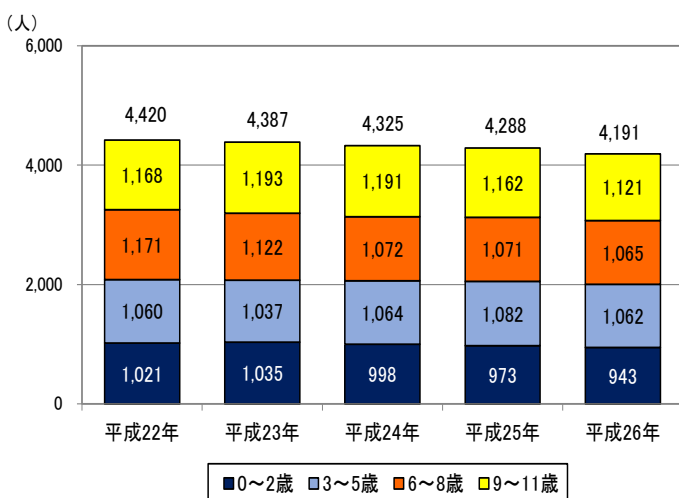
■年代別人口構成の推移



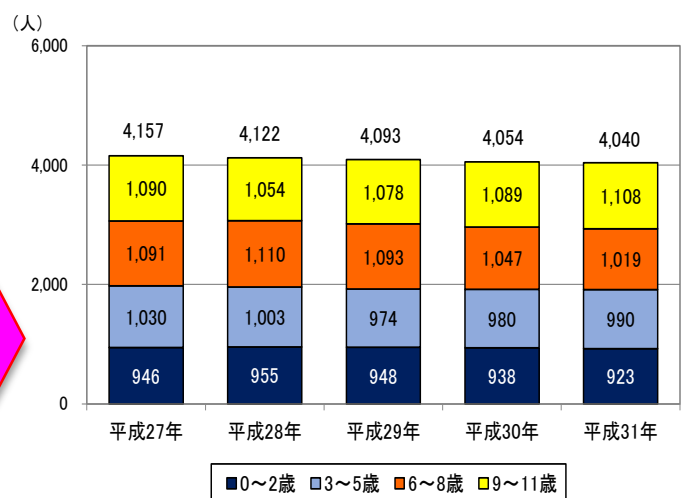
## 児童数の推移と予測

児童数は平成22年の4,420人から平成26年には4,191人と減少しています。さらに平成31年には4,040人にまで減少すると予測されています。

■年齢別児童数の推移（平成22～26年）



■年齢別児童数の予測（平成27～31年）



## 計画の基本理念

本計画では、子どもが健やかに育つよう、子どもの最善の利益を考慮し、親が生み育てる喜びを感じる環境づくりを目指し、基本理念を次のように設定します。

『 子どもの声が聞こえる明るいまち 』

## 計画の体系

計画の実現に向けて、次の体系に基づき計画を推進していきます。

基本目標	施策の方向性
基本目標 1 子ども・子育て支援の充実	1 幼児期の学校教育・保育の充実
	2 地域における子育て支援サービスの充実
	3 子育て支援のネットワークづくり
	4 子どもの健全育成
	5 交流事業
基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保
	2 「食育」の推進
	3 思春期保健対策の充実
	4 小児医療の充実
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成
	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	3 健やかな身体の育成
	4 信頼される学校づくり
	5 幼児教育の充実
	6 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標 4 安全かつ安心して子育てができる環境の整備	1 良質な住宅の確保
	2 安全な道路交通環境の整備
	3 安心して外出できる環境の整備
	4 安全・安心まちづくりの推進
	5 子どもの交通安全の確保
	6 子どもを犯罪等の被害から守る
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
	2 仕事と子育ての両立の推進
基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実
	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	3 障がい児施策の充実

## 教育・保育の認定区分と量の見込み

新制度においては、教育・保育で給付対象となる施設等の利用を希望する場合、以下の認定区分に従って市が認定を行うこととなります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設	【平成31年度】 上段：量の見込み 下段：確保の内容
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園 こども園	143人 既存施設で対応
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（幼稚園の利用希望が強い）		
		保育の必要性あり	保育所 こども園	805人 既存施設で対応
3号認定	0歳	保育の必要性あり	保育所 こども園	134人 既存施設で対応
	1・2歳	保育の必要性あり		503人 既存施設で対応

## 地域子ども・子育て支援事業の概要と量の見込み

本計画においては、地域の子育て支援を推進するため、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、計画的に確保に努めていきます。

事業名	事業の概要	【平成31年度】 上段：量の見込み 下段：確保の内容
利用者支援に関する事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	1か所 市役所で対応
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、保育所やこども園等で保育を行います。	39人/日 現行体制で対応
放課後児童クラブ 【区域：小学校区】	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。※各小学校区ごとに設定します。	603人 あらゆる面から検討を加えます
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、養育・保育を行います。	0人 必要性を検討
乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。	295人 現行体制で対応
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事の援助又は指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や軽減を図ります。	1か所 関係部局が連携し対応
地域子育て支援拠点事業 【区域：黒部・宇奈月地区】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行い、育児不安等の解消を目的とした事業です。※黒部地区・宇奈月地区の2区域で設定します。	1,150人回/月 現行体制で対応
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、育児疲れによる保護者の負担を軽減する必要がある場合等に保育所等において、一時的に預かります。	1,023人日/年 現行体制で対応
病児・病後児保育事業	保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気の子どもを一時的に保育します。	530人日/年 既存施設に加え、新規開設により対応
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受ける者を希望するものと当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	227人日/年 現行体制で対応
妊婦健診	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、妊娠期間中14回の妊婦健康診査の助成を行います。	4,130回/月 継続実施